

民法の改正により、相続放棄された不動産の管理責任が明確になります。

滝川事務所長弁護士

村田 雅彦



最近、相続放棄の手続をとった方に対し、自治体が被相続人が所有していた建物の管理を継続するよう求めることが問題になっています。

自治体が根拠とするのは、「相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。」という民法940条の規定になります。

しかし、民法940条には、法定相続人全員が相続放棄し、次順位の相続人が存在しない場合や、相続放棄者が相続財産を占有していない場合等に、相続放棄者が管理継続義務を負うか否かが明確でない、管理継続義務の内容が明確でないといった問題点があります。

現在の民法を前提とすると、相続放棄した方がこのような建物の管理義務

から確実に逃れるには、家庭裁判所に相続財産管理人を選任してもらう必要があります。ですが、亡くなった方に財産がない場合、相続放棄した方が裁判所に納める予納金を準備しなければならず、相続放棄の手続をとる意味がなくなってしまうとの指摘があります。

そこで、民法940条は、相続放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有している場合に、その財産の保存義務を負うという内容に改正され、改正法は令和5年4月から施行されます。

つまり、相続放棄の時に問題となる建物に居住している相続人が建物の保存義務を負うということになり、保存義務を負う人の範囲が明確になります。また、改正法では保存義務を負う期間についても、次順位の相続人や相続財産清算人（現行法の相続財産管理人）に引き渡すまでとされ、期間も明確になりました。

「リスクを伴う 名誉棄損訴訟」

弁護士
熊谷
建吾



元暴力団員であるとの雑誌の記事によって名誉を毀損されたとして、国会議員の夫（以下A氏）が発行元である新潮社と文藝春秋の2社を訴えていた裁判において、先般、最高裁はいずれについても上告を棄却しました。

一般に、出版社が個人の社会的評価を低下させる記事を掲載することは、名誉棄損として違法となり、損害賠償責任が発生します。ただし、掲載元において、①掲載事実が公共の利害に関するものであること（公共性）、②掲載目的が専ら公益を図ることにあること（公益目的）、③掲載内容が重要部分について真実であること（真実性）という3つの要件を立証できた場合には、違法性は否定されるものとされています。

新潮社、文藝春秋のいずれの裁判でも、控訴審である東京高裁は、「A氏が元暴力団員であることは、その妻の政治家としての資質に関する事実である」、「A氏は国会議員である妻を通じて国政に影響を及ぼしかねない」などとして、公共性及び公益目的

を肯定しました。また、A氏が元暴力団員であることについては「真実である」と認定しました。A氏は、これを不服として上告しましたが、最高裁は上告を棄却し、判決が確定しました。

政治家等の公人の名誉棄損訴訟では、掲載元が上記3要件を主張して違法性を争うケースが多く、その場合、掲載事実の真実性が主たる争点となります。今回の裁判においても、真実性に関し、取材資料や取材対象者の証言等が詳細に検討されており、その過程でA氏の過去の犯罪歴等が詳らかにされています。結果、A氏が元暴力団員であることについて「司法のお墨付き」が与えられることになったわけですが、名誉棄損訴訟においては訴える側にもリスクがあると思いました。

